

平成24年度 第1回 特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日時 平成24年6月29日 午前10時00分～午前11時20分
- 2 場所 千葉市議会棟第5委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
岩網会長、奥本副会長、片岡委員、齋藤委員、坂戸委員、清水委員、原田委員、細谷委員
 - (2) 事務局
平賀総務局長、大木総務部長、山元給与課長、香取給与課課長補佐、松永給与課労務係長
- 4 議題
 - (1) 会長・副会長の選出
 - (2) 諮問
 - (3) 行政委員会委員の報酬を巡る状況について
 - ア 行政委員会委員の月額報酬に関する他団体の裁判の概要
 - イ 他政令指定都市等の報酬の状況
 - ウ 行政委員会の概要
- 5 議事の概要
 - (1) 会長、副会長選出
会長に岩網委員、副会長に奥本委員が選出された。
 - (2) 諮問
市長から会長に対し、行政委員の報酬制度及び報酬額のあり方について諮問した。
 - (3) 行政委員会委員の報酬を巡る状況について事務局より説明。
- 6 会議録
別添のとおり。

平成24年6月29日 午前10時00分～午前11時20分

午前10時00分 開会

○事務局（給与課長）

<配布資料の確認>

○事務局（総務局長）

おはようございます。千葉市の総務局長の平賀でございます。

委員の皆様におかれましては、本日特別職報酬等審議会の委員のご就任に際しまして、快くお引き受けをいただきまして、誠にありがとうございます。この場で御礼申し上げます。また、今回は第1回の開催に際しまして、ご多忙の中皆様方にお集まりいただきましたことを併せて御礼申し上げます。本委員会は千葉市の特別職の報酬等につきまして、第三者のお立場と皆様方から公正公平なご審議をいただきまして、ご意見を頂戴するため市長が条例に基づきまして設置するものでございます。後ほど、市長からの諮問をお願いすることになりますので、よろしく願い申し上げます。それでは、大変僭越ではございますが、会長、副会長が選任されるまでの間、私総務局長の平賀が議事の次第に従いまして進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本審議会につきましては、千葉市情報公開条例第25条に基づき公開いたしますが、傍聴者の方におかれましては、静粛に傍聴していただくほか、写真撮影や録音等のご遠慮いただくなど、既にお配りしております傍聴要領をお守りいただきますようお願いいたします。

委員紹介及び正副会長選挙

それでは、ここで、各委員さんのご紹介をさせていただきます。

委員さんの委嘱状につきましては、お時間の関係もございますので、委嘱状の交付式は省略させていただき、机上配布とさせていただきますので、ご了承ください。

お手元に配布させていただきました名簿に従いまして、ご紹介させていただきます。

奥本委員さんでございます。片岡委員さんでございます。

齋藤委員さんでございます。坂戸委員さんでございます。

清水委員さんでございます。男網委員さんでございます。

原田委員さんでございます。細谷委員さんでございます。

なお、高山委員さん、中曽根委員さんにおかれましては、本日、ご都合によりご欠席でございます。

続きまして、事務局につきましてご紹介させていただきます。改めまして、総務局長の平賀でございます。総務部長の大木でございます。給与課長の山元でございます。

それでは次に、会長及び副会長の選出をお願いいたします。

なお、会長及び副会長につきましては、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第6条第2項の規定に基づき、選出していただくこととなっております。

委員の皆様、ご意見はいかがでしょうか。

○原田委員

ただいまご提案のありました件につきましては、事前に伺ったところによりますと、前回の特別職報酬等審議会におきまして委員を経験されておりますのは、会長であった男網さんと、同じく副会長であった奥本さんと聞いております。

今回も過去の経緯等をご存知であることから、引き続き会長を男網さん、副会長を奥本さんをお願いすればよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局（総務局長）

ありがとうございました。

ただいま原田委員より、前回の審議会の会長と副会長を経験されていることから、今回も会長に宍網委員を、副会長に奥本委員をとのご提案がございましたが、ご異議等がございましたらお願いします。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは、宍網委員に会長を、奥本委員に副会長をお願いいたします。では、お二人には会長席、副会長席へそれぞれお移りいただきますようお願いいたします。

（宍網委員、奥本委員 席へ移動）

それでは早速ではございますが、ご挨拶をお願いいたします。

○会長（宍網委員）

ご指名いただきました宍網です。会長という大任を仰せつかりましたが、前回は難しい議題でしたが、今回の議題も前回以上に難しい議題であり重要な問題ですので、皆様のご協力を得まして、審議会を無事に進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○副会長（奥本委員）

微力ではございますが、宍網会長を補佐する仕事をしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局（総務局長）

ありがとうございました。これより、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第6条第3項の規定に従いまして、進行役は会長をお願いいたします。

それでは、これから千葉市の特別職の報酬等に関して、市長から諮問をお願いしたいと存じますので、今しばらくお待ちください。

（市長 来室・着席）

○会長（宍網委員）

市長さんが来られましたので、早速ご挨拶をお願いいたします。

市長あいさつ

○市長

おはようございます。今回は特別職報酬等審議会の委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。ぜひ、それぞれ皆様方の知見から活発なご議論、またご答申をいただければと思っております。

我々千葉市として今財政再建を様々な形で取り組んでおりまして、聖域を設けることなく、また今までの考え方に囚われず、そして市民や民間の感覚というものを取り入れながら、出来ることを一つ一つ今まで積み上げて参りましたが、まだ道は半ばだと思っております。そうした中で、行政委員の報酬について、各市において議論がありますし、また様々な取り組みも進んできております。我々とすれば、第三者の方々のご意見を参考にして、市民、住民の皆様に対し十分に説明可能な合理的な内容にしていかなければならないだろうと考えております。これまで月額制としてきた非常勤の報酬のあり方について、改めて検討していただく必要があるのかなと考えております。他の自治体で見直しが進んでいる状況等、我々の持っている情報をお出しした上でそれぞれの委員の皆様方に行政委員の仕事の内容とそれに見合うものがどの程度であるかご議論、ご審議いただいた上で、我々としても判断してまいりたいと考えておりますので、ぜひ活発なゼロベースでのご議論をお願いができればと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○会長（労網委員）

ありがとうございました。

それでは、千葉市の特別職の報酬等に関して、市長から正式に諮問をお願いいたします。

諮問

○市長

行政委員の報酬制度及び報酬額のあり方につきまして、千葉市特別職報酬等審議会設置条例の規定に基づき諮問します。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長（労網委員）

ただ今、諮問をいただきました。

これより、審議に入りたいと存じますが、市長さんにおかれましては、公務の都合がおありだと聞いておりますので、ここで退席いたします。ありがとうございました。

（市長 退室）

審議

○会長（労網委員）

それでは、審議に入りたいと存じますので、事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局（給与課長）

<資料の説明>

○会長（労網委員）

それでは、これまでの説明において、ご質問等があればお願いします。

○坂戸委員

各委員の報酬について、各委員会で報酬が大分違うというのは、知見の高さによるものなのか回数の多さによるものなのか、どういったことでしょうか。

○事務局（総務局長）

回数の多さも違いがありますが、実際には歴史的にみますと、全体的に職員給与の加減があったときに見直すということを繰り返しておりまして、基本的には委員さんがおっしゃった事を基本として考えておりますが、最初に考える時には既に同様の委員が設置されている他団体又は千葉県内との比較の中において決めております。ただ、今はそのような説明が明確にできなければ困りますので、今回ご審議をお願いしているというところです。

○細谷委員

各裁判所で出されている判決は、月額であるか日額であるかが問題ではないということでしょうか。

それぞれの行政委員は仕事の内容も違えば仕事に掛かる時間も違うので、質に見合った報酬が支払われているかどうかということが争点になっているということでしょうか。

○事務局（総務局長）

規定の仕方につきまして、地方自治法第203条の2第2項の中で、「報酬は、その勤務日数に応じて支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定しておりますが、ほとんどの自治体が、月額制という形で支給をしております。従いまして、この規定では基本的には日額で払うべきなのではないでしょうか、この条例の定め方が、地方自治法とそぐわないのではないのでしょうか、という疑問があります。その中で、各裁判でも出ておりますが、先程とは違うところを申し上げますと、6ページの京都市の訴訟の中で、イの大阪高裁の判決を読ませていただきますと、「当該職務の性質上、その勤務量は必ずしも定例の会議等に出席した日数のみによって算定できるものではないことから、月単位によって総合的に算定するのが相当であり、さらに、当該職務に適した有為の人材を確

保すべき必要性から、非常勤とはいえ、その報酬をその勤務日数に応じて支給するものとはせず、それぞれの重大な職責に対する対価として、月額報酬をもって支給するものとするには十分な合理性があるものというべき」という判決でございました。また、7ページの神戸市の判決でございますが、地裁は京都市の大阪高裁の判決と同じような内容でしたが、イの大阪高裁の判決文の中では、「地方公共団体の実情を考慮し裁量により条例で日額制の例外を定めることを可能にしている」と地方自治法第203条の2第2項の規定を前提に考えますと、「外形的な出席日数や時間などだけから、日額報酬制の原則に矛盾、抵触して著しく妥当性を欠く状態になっていると断定することは困難である」とされております。

こういったことから、一概にその払い方が日額か月額か否かで単純に判定を出来るものではないということが今の状況でございます。そこで、個々の委員の職責、職務の内容、またその委員においてはかなりのレベルの高いものを要求されておりますので、そういったことを踏まえて、全体的に判断することが我々に課されていると認識をしております。

○会長（労網委員）

この後も事務局から説明がございましたが、このまま続けましょうか。それとも一旦5分間休憩といたしましょうか。

委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

（継続との意見あり）

それでは審議会を継続します。事務局より説明の続きをお願いします。

○事務局（給与課長）

<資料の説明>

○会長（労網委員）

ただいま、事務局より資料の説明がありましたが、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○原田委員

それぞれの行政委員会には事務局があって、委員は会議のあるときだけ顔を出すのでしょうか。

事務局が必要な資料を作っているのでしょうか。

また、委員の出席状況はどんな感じなのでしょうか。

○事務局（総務局長）

はい、事務局がありまして、会議が主でございます。委員さんは常勤ではございません。

委員さんの中には、自ら（資料作成を）おやりになる場合もございます。

出席状況につきましては、選挙管理委員会などは各区4人ずつおりますので、人数が多くなっておりまして、今は全体の把握は出来ておりませんが、その他の委員につきましては、ほとんど出席されていると聞いております。

○清水委員

他の市で日額を定めているところは、会議の出席のみ1日としてカウントして支給しているのでしょうか。それとも、教育委員さんの式典への出席のようなものも含めているのか、何をもって1日としているのでしょうか。

○事務局（総務局長）

教育委員で申し上げますと、現場に出る業務、例えば学校での状況を見るということも重要な業務でございますので、そういったところは必ず日額の対象としておりまして、会議以外の活動につきましても日額の対象としております。

○坂戸委員

我々は会社をやっておりますので、それぞれ職責によって人を雇うわけですが、この特別職の方で報酬が安いから辞退するといったようなことは過去にありましたか。

○事務局（総務局長）

報酬で辞退ということは聞いたことがございません。ほとんどの場合、ご多忙であったり健康上の問題であったり、そういった理由により辞退されております。

○細谷委員

行政委員の方は、他に職を持っているのでしょうか。例えば、教育委員さんでは月額169,000円という報酬ですが、この報酬額で1ヶ月生活するのは難しいと思います。

○事務局（総務局長）

行政委員さんは、これを職業としてみなすということとは我々としては考えておりません。従いまして、無職や仕事に就かれているといったことは問うわけではございません。その方々の能力や適性や知見といったことを加味してお願いするわけですから、この報酬額でいわゆる生活給を見ているわけではございません。

○清水委員

先程、教育委員さんは現場に出ることも1日としてカウントするということでしたが、現状で千葉市の教育委員さんは月に何回ぐらい活動されているのでしょうか。

○事務局（給与課長）

第2回、第3回の審議会の中で行政委員会の事務局から直接ご説明させていただきますが、概略的な部分を申し上げますと、例えば選挙管理委員会の委員長は大体月3回程度、委員は月2回程度の活動、農業委員会の会長は大体月8.2回程度の活動となっておりますが、詳細につきましては次回ご説明いたします。

○片岡委員

各委員の開催日数や具体的な出席状況などは次回以降教えていただけるのでしょうか。

○事務局（給与課長）

はい。

○齋藤委員

開催日数などは数字だけではなく、一覧表にしてもらえるとわかりやすいと思います。

○細谷委員

教育委員さんも大変な仕事であることは分かりますが、農業委員さんは金額が安い割にやっていることは大変だと思います。なぜ農業委員さんは安いのでしょうか。

○事務局（総務局長）

9ページをご覧いただきたいと存じますが、各政令市の比較をした表になっておりまして、他市との比較の中で千葉市の金額が決まっております。

○会長（岩網委員）

質問が無ければ、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（給与課長）

開催回数につきましては、審議の状況にもよるところはございますが、事務局といたしましては、概ね5回程度を想定しております。

第2回及び第3回の審議会では、各行政委員会事務局の職員から行政委員の活動状況等をご説明申し上げた上で、委員の皆様から各行政委員会に対しご質問等していただき、第4回以降につきましては、第2回及び第3回の審議会を踏まえました上で、報酬制度や報酬額につきまして具体的な議論をしていただき、その結果を踏まえて答申書の案文をお諮りしたいと考えております。

○会長（労網委員）

はい、事務局の説明では、次回と第3回に実際に仕事を担当している行政委員会から説明してもらい、その後、第5回目を目安とし答申書を作成ということですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、次回以降の日程を決めたいと思います。事務局で日程について案があればお願いします。

○事務局（給与課長）

お手元に配布させていただいておりますが、次回（第2回）につきましては、7月24日（火）10時00分から、第3回につきましては、8月7日（火）14時00分からを予定しております。

第4回以降の具体的な開催日時につきましては、各委員さんのご都合をお伺いし、正副会長とご相談の上決定し、ご連絡させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○会長（労網委員）

それでは、第2回及び第3回の開催日時につきましては、お配りしております日程（案）のとおりとさせていただきます。

第4回以降の日程につきましては、後日事務局より調整させていただきます。

先程申し上げましたとおり、2回目及び3回目の審議会では、各行政委員会の活動状況等を説明していただきますので、よろしく願いいたします。

なお、欠席される委員の方には、資料その他審議の内容について、事務局から説明をしていただくようお願いしたいと存じます。

最後になりますが、何か質問等ありますでしょうか。

（特になし）

無いようなので、事務局から何か連絡事項がありますか。

○事務局（給与課長）

特にございませぬ。

○会長（労網委員）

それでは、以上で、本日の審議会を終わりにします。

次回もよろしく願いいたします。

午前11時20分 散会